

# 公益社団法人習志野市シルバー人材センター理事・監事選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)定款第13条第1号の規定により、総会において、理事及び監事を選任するため、その候補者を選出する手続きを定めるものとする。

(候補者の決定)

第2条 理事会は、必要に応じて内部理事候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。

2 委員会は、センター内部の業務に関与している会員及び業務執行理事、使用人の中から理事としてふさわしい候補者(以下「内部理事候補者」という。)を選考し、理事会に報告するものとする。

3 理事会は、内部理事候補者10名以内、外部理事候補者5名以内及び監事候補者を審議し、総会上程する候補者を決定するものとする。

(内部理事候補者の選出)

第3条 内部理事候補者は、次の表の各選出母体が、各1名の理事候補者を選出し、委員会に推薦するものとする。

選 出 母 体
①秋津・香澄地区②谷津・奏の杜地区③津田沼・、袖ヶ浦地区④藤崎・鷺沼・鷺沼台地区 ⑤東習志野・実籾・新栄地区⑥花咲・屋敷・大久保・泉・本大久保地区

2 会長は、前項に定めるもののほか、内部理事候補者4名を委員会に推薦することができる。

(外部理事候補者及び監事候補者の選出)

第4条 外部理事候補者は、習志野市及び法人格を有する市内関係団体から5名以内を推薦されるものとする。但し、外部理事は必置とし、財務、法務、経営に関する専門知識を有する者とする。

2 監事候補者2名のうち1名以上は外部監事とし、習志野市及び法人格を有する市内関係団体から推薦されるものとする。但し、外部監事は必置とし、過去10年間にセンターの理事や使用人であったことがない者及び財務や会計、法律に関する専門知識を有する者とする。

(内部(会員に限る)理事候補者選考委員会の構成)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、候補者と利害関係のない外部理事、監事をもって構成し、委員長は都度、委員による互選で決定する。

(委員会の役割)

第6条 委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 委員長は意見具申はできるが投票権はない。ただし、賛否同数の場合は委員長裁決とする
- (2) 委員長は委員の招集など委員会を運営し委員会を代表する
- (3) 委員会は、過半数の出席者がなければ開催することができない
- (4) 事務局長は会員理事候補決定者及び選出経過を記録し保管すること

(5) 委員会の任務は、総会において理事・監事の選任をもって終わる  
(理事候補者選出基準)

第7条 委員会は、次の要件を具備すると思われる者を選考しなければならない。

- (1) 内部理事候補者は、センター内部の業務に關与している会員及び業務執行理事、使用人とする。
- (2) センターの事業運営に必要な知識を有する者
- (3) センター事業の理念を理解し、定款、関連法令などを遵守する者
- (4) センターの運営にあたり理事としての責任感と活動に期待される者  
(疑義)

第8条 本要綱について疑義が生じた場合は理事会において審議・調整するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年1月8日から施行する

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成25年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。